

**国際共同研究事業**  
**英国との国際共同研究プログラム (JRP-LEAD with UKRI)**  
**令和 6 (2024) 年度分募集要項**

令和 6 年 5 月  
独立行政法人日本学術振興会

**1. 事業の趣旨**

独立行政法人日本学術振興会 (Japan Society for the Promotion of Science, JSPS) は、学術研究活動のグローバルな展開に対応するために、海外の学術振興機関との連携のもと、我が国の大学等の優れた研究者が海外の研究者と協力して行う共同研究を推進するとともに、若手研究者の研鑽機会の充実を通じた育成を目的として、国際共同研究事業を実施しています。

本事業は、英国研究・イノベーション機構 (UK Research and Innovation, UKRI) との連携により実施する国際共同研究プログラムに参画する日本側研究グループを支援するものです。

**2. プログラム概要**

(1) 目的

本プログラムは、UKRI との合意により、一国のみでは解決が困難な課題に対して、国際共同研究を実施することで資源の共有や研究設備の共用化等を通じた相乗効果を発揮するとともに、若手研究者等に国際共同研究の機会を提供することを目的として、我が国の大学等の優れた研究者が英国の研究者と協力して行う国際共同研究に要する経費を支援するものです。

(2) 対象分野

**Advanced Materials**

This funding opportunity aims to enable international research collaborations between the UK and Japan in the field of advanced materials.

Proposals should exhibit the potential to tackle large scale global research challenges and showcase their potential to support delivery of UN sustainability goals.

※ 対象分野は、募集ごとに本会及び UKRI が協議により定めます。

(3) 支援期間

令和 7 年 1 月 1 日より 3 年間

(4) 支給額

本会から日本側研究代表者への支給額

研究経費：1 課題あたり 1,000 万円以内/会計年度

(全研究期間での総額は 3,000 万円以内)

(5) 採択予定件数

最大 15 件

### 3. 申請資格

本事業に申請できる日本側研究代表者は、科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年文部省告示第 110 号）第 2 条に規定されている研究機関（※）に所属し、申請日時時点で科学研究費助成事業の応募資格を持つ者としてします。なお、研究代表者は共同研究の遂行に関して、全ての責任を持つ者であり、重要な役割を担っています。従って、支援期間中に退職等により申請資格を喪失し、その責任を果たせなくなることが見込まれる場合、研究代表者となることは避けてください。また、支援期間中も原則、代表者の変更は認められません。

※ 科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年文部省告示第 110 号）第 2 条に規定される研究機関

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関

### 4. 研究組織の要件

#### (1) 日本側参加者の要件

日本側研究代表者は、我が国の大学等学術研究機関（原則、3. の 1)~4)の機関に限る。）において研究に従事している者（当該研究の遂行に十分な能力と経験を有する大学院博士課程・修士課程在籍者及び名誉教授を含む。）を日本側参加者として国際共同研究に参画させることが可能です。なお、学部学生の参加は認められません。

#### (2) 英国側研究代表者及び英国側参加者（以下「英国側参加者等」と言う。）の要件

英国側参加者等の要件については、UKRI の規程に基づきます。詳細は、UKRI のウェブサイト（<https://www.ukri.org/councils/epsrc/guidance-for-applicants/check-if-you-are-eligible-for-funding/>）を確認してください。

### 5. 本会支給経費

#### (1) 支給経費の用途

研究経費：物品費、国内旅費、外国旅費、人件費、その他

※ 英国側参加者等にかかる経費を除く。

#### (2) 支給方法

- ① 課題の実施に要する業務について、日本側研究代表者の所属機関に対して、本会が「業務委託」する方法により行います。
- ② 経費の支給及び執行は会計年度単位とします。  
※ 詳細は、別紙 1 「経費の取扱いについて」を確認してください。

### 6. 申請手続

日本側研究代表者と英国側研究代表者が共同で UKRI に申請することが条件となります。日本側研究代表者は本会に必要な事項の登録を行い、英国側研究代表者は UKRI に申請書を提出してください。

- (1) 日本側研究代表者における登録手続  
日本側研究代表者は、「日本学術振興会電子申請システム(以下「電子申請システム」という。)」により、基本情報等を登録してください。

#### 電子申請システム

電子申請システムの案内ページ([https://www.shinsei.jsps.go.jp/topkokusai/top\\_kokusai.html](https://www.shinsei.jsps.go.jp/topkokusai/top_kokusai.html))を確認してください。

なお、現在の所属機関において既に国際交流事業の申請者 ID を取得している場合、再度 ID・パスワードを取得する必要はありません。所属機関が変わった場合には、新しい所属機関に対して改めて ID・パスワードの発行を依頼してください。

#### ※申請情報入力時の注意

今回の審査は主に UKRI において行いますが、日本側審査委員選考の参考とするため、国際交流事業の「審査区分表」を参照の上、審査を希望する小区分コードを選択してください。

<国際共同研究事業 審査区分表及び書面審査セット>

<https://www.jsps.go.jp/j-bottom/shinsa.html>

- (2) 英国側研究代表者における申請手続

英国側研究代表者は、UKRI のシステムにより申請します。研究計画の作成は、日英の研究者が協力して行ってください。また、英国側研究代表者が添付書類として UKRI に提出する書類には、日本側参加者にかかる経費の概要 (Financial Form for Japanese Side) が含まれます。これは英国側研究代表者を通じて UKRI に提出してください。

#### 日本側参加者にかかる経費

日本側研究代表者は、本会に申請する経費の妥当性・必要性を示した経費計画概要

(Financial Form for Japanese Side) を作成してください。様式は、本会の募集要項案内ページからダウンロードできます。

<JSPS ウェブサイト>

[https://www.jsps.go.jp/j-bottom/02\\_i\\_sinsei.html](https://www.jsps.go.jp/j-bottom/02_i_sinsei.html)

- (3) 受付期間

**令和 6 (2024) 年 5 月 30 日 (木) ~7 月 31 日 (水) 英国現地時間【期限厳守】**

**※ 申請者の所属機関によって機関内での締切日が異なりますので注意してください。**

※ 締め切り時刻は UKRI の募集ページにてご確認ください。

## 7. 申請に際しての留意事項

- (1) 本事業の申請に当たっては、UKRI における公募関連情報も確認の上、英国側研究代表者と共同で申請ください。

<UKRI 側の募集要項ウェブサイト>

<https://www.ukri.org/opportunity/epsrc-uk-japan-collaboration-in-advanced-functional-materials/>

- (2) UKRI においては、採択課題の英国側研究代表者にデータマネジメントプランの提出を義務づけています。その内容は、共同研究実施中に取得するデータの種類・用途、倫理的・法的問題への対応、知的財産権の取り扱い、データの保管、共有及び再利用に係る計画等多岐にわたるため、その中で日本側の研究者に求められる対応や研究データの扱いについて、あらか

じめ英国側研究代表者と十分調整してください。

- (3) 本事業は、グローバルに活躍する多様な人材を育成することを目的の一つとしているため、積極的な若手研究者の参加が望まれます。
- (4) 本会の学術国際交流事業では、既にその研究代表者等（研究代表者・コーディネーター・開催責任者・主担当教員・主担当研究員など、採択された事業等の実施における責任者。但し、機関長、部局長等を当該事業で実施組織代表者等として職指定しているものは除く。）として事業を実施している研究者は、一部の事業を除き、同時に他の事業の研究代表者等となることができません。重複の可否については、別紙2「学術国際交流事業の重複制限一覧表」でご確認ください。なお、科学研究費助成事業との重複申請、重複受給の制限はありません。また、一旦提出した申請について、提出から採択決定までの間に研究代表者等の変更を行うことは認めません。

## 8. 審査基準

本事業の審査は、リードエージェンシー方式にて実施します。リードエージェンシー方式とは、相手国対応機関との信頼と合意に基づき、審査を一方の機関へ委ねる審査方式です。今回はリードエージェンシーとなる UKRI の審査基準により実施し、以下の観点を基準とします。詳細は、UKRI のウェブサイト（<https://www.ukri.org/opportunity/epsrc-uk-japan-collaboration-in-advanced-functional-materials/>）を確認してください。

The criteria we will assess all applications against are:

- Fit to Funding Opportunity
- Vision and Approach
- Applicant and team capability to deliver
- Resources and cost justification
- Ethics and RRI

## 9. 選考及び結果の通知

- (1) UKRI が選出した審査員による書面審査の後、UKRI と本会とが共同で合議審査を行った上で、採択／不採択を決定します。本会の審査区分等の詳細については、本会国際共同研究事業ウェブサイト上の「審査区分表及び書面審査セット」の項目を確認してください。

<国際共同研究事業 審査区分表及び書面審査セット>

<https://www.jsps.go.jp/j-bottom/shinsa.html>

- (2) 審査結果に基づく採択、不採択については、令和 6（2024）年 12 月上旬頃に日本側研究代表者の所属機関長に通知し、採否結果を電子申請システム上で開示いたします。

## 10. 採択決定後の手続

日本側研究代表者の所属機関長宛てに実施に必要な諸手続を通知しますので、所定の期日までに実施計画書を含む必要書類を提出してください。

本会は、会計年度ごとに提出される実施計画書に基づき、支給する経費の額を決定します（実施計画書の内容に基づく査定及び本会の予算状況により、申請された額から実際の配分額が減額されることがあります）。初年度は、当該年度に支給する経費の額を決定し、通知するとともに、日本側研究代表者の所属機関と複数年度の業務委託契約を締結します。

## 1 1. 日本側研究代表者の所属機関及び本人の義務

- (1) 日本側研究代表者の所属機関は、本会と業務委託契約を締結し、事務局において資金の管理及び執行を行うこと。
- (2) 日本側研究代表者は、本会所定の様式により、別途定められた期日までに所属機関を通じて報告書を提出すること。
- (3) 共同研究の研究成果をウェブサイトや学会誌等において積極的に公開、発表すること。その際は本事業による支援であることを明記すること（1 2. その他 (9) 論文謝辞等を参照）。
- (4) 支援期間終了後に国際事業委員会において事後評価を実施するため、本会の求めに応じて、必要な報告書等を提出すること。

## 1 2. その他

### (1) 採択・採用の取消し等

研究者等による研究資金の不正使用等や研究活動における特定不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）のほか、全ての人権侵害行為（人種差別、性差別、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権濫用、ネグレクト等）等の非違行為、法令違反、申請書の虚偽記載（署名の無断転用を含む。）等が認められた場合には、審査の中止、採択・採用決定の取消し、既に配分された研究資金の一部又は全部の返還等の然るべき措置をとります。

なお、本会の「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成18年12月6日規程第19号）については、以下を参照してください。

[https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/fuseitaiou\\_kitei.pdf](https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/fuseitaiou_kitei.pdf)

### (2) 法令遵守

研究計画を遂行するに当たって、研究対象者の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など指針・法令等（国際共同研究を行う相手国及び研究を実施する国・地域の指針・法令等を含む。）に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、どのような対策や措置を講じるのかについても、申請書中に記述してください。例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査・行動調査（個人履歴・映像を含む。）、国内外の文化遺産の調査等、提供を受けた試料の使用、侵襲性を伴う研究、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の情報委員会や倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験などが対象となりますので手続きの状況も具体的に記述してください。

### (3) 国際的な研究交流活動の遂行能力、実現可能性

国際的な研究交流活動を実施中あるいは実施したことがある研究代表者は、それが今回申請の本事業と関連する場合にはそのことを明確にしたうえで申請してください。

また、相手国に入出国の制限等が出されている場合は、可能な限り申請時点における状況を踏まえ、見通しを立てた上で渡航、来日計画を具体的に調整した申請内容を準備してください。

### (4) 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていく

ために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

#### (5) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

（※1）現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

（※2）非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※3）。このため、研究開始（契約締結日）までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。

(※3) 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

○経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

○経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

○一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/index.html>

○安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

[https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri\\_03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri_03.pdf)

○外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

[https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t10kaisei/ekimu\\_tutatu.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf)

(6) 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付けで「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除く全ての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

(7) 本事業の支援を受けて執筆した論文のオープンアクセス化の推進について

日本学術振興会は、論文のオープンアクセス化に関する実施方針を定めており、本会の科学研究費助成事業をはじめとする研究資金による論文は原則としてオープンアクセスとすることとしています。

なお、著作権等の理由や、所属機関のリポジトリがオープンアクセス化に対応できない環境にある等の理由により、オープンアクセス化が困難な場合はこの限りではありません。

本会の論文のオープンアクセス化に関する実施方針は、以下を参照してください。

[https://www.jsps.go.jp/data/Open\\_access.pdf](https://www.jsps.go.jp/data/Open_access.pdf)

(8) 研究データマネジメントについて

日本学術振興会は、本会の事業での研究活動における研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

本事業に採択された研究者は、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプラン（DMP）を作成し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・

公開を実施した上で研究活動を遂行してください。

本会の研究データの取扱いに関する基本方針は、以下を参照してください。

[https://www.jsps.go.jp/file/storage/open\\_science/basic\\_policy.pdf](https://www.jsps.go.jp/file/storage/open_science/basic_policy.pdf)

(9) 論文謝辞等

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により支援を受けたことを表示してください。なお、体系的番号が付される場合は、採択・採用時に別途通知します。

論文中の謝辞 (Acknowledgment) の記載例は以下のとおりです。

○英文

This work was supported by JSPS International Joint Research Program (JRP-LEAD with UKRI). Number : [課題番号].

○和文

本研究は、日本学術振興会国際共同研究事業英国との国際共同研究プログラム (JRP-LEAD with UKRI) [課題番号]による支援を受けたものです。

(10) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備

研究機関は、本事業への申請及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文科科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文科科学省及び文科科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下を参照してください。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

(11) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出

本事業の開始に当たり、申請者の所属機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出することが必要です(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。)

このため、下記ウェブサイトの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)から様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、研究開始(契約締結日)までに、文科科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Radを利用して提出(アップロード)してください。

なお、令和5年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず応募は認められますが、この場合は、令和6年度版研究不正行為チェックリストを令和6年9月29日までに提出してください。

研究不正行為チェックリストについては、以下を参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1420301\\_00005.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00005.html)

なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Radへの研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、以下を参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

- (12) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置  
本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、研究活動における特定不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて契約の変更・解除等を行い、資金の全部又は一部の返還等を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 交付の制限等の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成 18 年 12 月 6 日規程第 19 号）のとおり、本会が交付するすべての研究資金の交付の制限措置を講じます。ただし、本事業においては特定不正行為が認定された当該年度についても、参加を制限します。「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成 18 年 12 月 6 日規程第 19 号）については、以下を参照してください。

[https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/fuseitaiou\\_kitei.pdf](https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/fuseitaiou_kitei.pdf)

また、交付の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的研究費制度等において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

(iii) 申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

本事業以外の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業における資金の交付を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

不正事案の公表については、以下を参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360483.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm)

(13) 研究倫理教育の履修義務

本事業に参画する研究者等は、研究活動における不正行為を未然に防止するため、別途指定する期日までに、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育を受講すること又は下記の研究倫理教育に関する教材の通読・履修をすることが必要です。

○「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（日本学術振興会「科学の健全な発展

のために」編集委員会編)

<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>

○研究倫理 e ラーニングコース e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]

<https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>

○APRIN eラーニングプログラム (eAPRIN)

(14) 研究者情報の researchmap への登録

researchmap は国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

○researchmap

<https://researchmap.jp/>

(15) JSPS-Net への登録

JSPS Researchers Network (JSPS-Net) は、本会事業経験者を中心とする研究者向けソーシャル・ネットワーク・サービスで、国境を越えて活躍する研究者等のネットワーク、研究者コミュニティの形成を支援します。

同じ研究分野の研究者に加えて、異なる研究分野の利用者同士、同じ地域で活躍する研究者同士、それぞれの活動に関心を持つ研究者や研究支援に携わる方々が JSPS-Net 上でコミュニティを形成し、ネットワーキングを行うことで、将来的な国際交流、国際共同研究への発展や、登録者 1 人 1 人が世界で活躍する一助となることを目指しています。

また、若手や外国人研究者を受け入れている研究者と受け入れ先を探している若手研究者とをマッチングするサービスも提供しています。

本事業実施者は、JSPS-Net に登録くださるよう、御協力をお願いします。

○JSPS-Net

<https://www.jsps-net.jsps.go.jp/>

(16) LinkedIn への登録

LinkedIn は、世界 200 以上の国と地域にいる 10 億人を超える登録メンバーが仕事やキャリアに関する情報を取得、交換することができる、世界で働くすべての人のために、経済的なチャンスを作り出す世界最大のプロフェッショナルネットワークです。

日本学術振興会の情報を LinkedIn でも公開しておりますので、本事業経験者は、JSPS International Academic Collaborations をフォローくださるよう、御協力をお願いします。

○LinkedIn

<https://www.linkedin.com/company/jsps-international-academic-collaborations>

(17) 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のみに利用（日本学術振興会及びその事業に関する案内の送付並びにデータの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。

なお、採択された課題については、研究代表者及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、相手国側研究代表者及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、研究課題名、予算額、実施期間、報告書並びに（評価を行う場合は）評価結果等が本会のウェブサイト等に

において公表されるほか、関係機関へ周知されることがあります。

特に EU を含む欧州経済領域及び英国所在の研究者が含まれる場合は、「GDPR (General Data Protection Regulation : 一般データ保護規則)」に沿い、上記取扱いについて当該研究者の同意を得てください。

GDPR の詳細に関しては、以下のサイト等を参照してください。

○個人情報保護委員会

<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/GDPR/>

[https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/brexit\\_210628/](https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/brexit_210628/)

#### (18) 生成 AI の利用

申請書の作成に当たって、生成 AI を利用することは、意図せず著作権の侵害、個人情報や機密情報の漏洩につながるリスクがありますので、このことに留意した上で申請者の責任において判断してください。

### 1 3. 問合せ先

#### (1) 事業内容や募集要項についての問合せ

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 国際事業部 研究協力第二課 共同研究係

電話 : 03-3263-1860/1918 (受付時間 : 土曜日、日曜日、祝祭日を除く月～金 9:30～17:30)

FAX : 03-3234-3700

Email: bottom-up@jsps.go.jp

#### (2) 電子申請システムの操作に関する問合せ

コールセンター フリーダイヤル 0120-556-739

(受付時間 : 土曜日、日曜日、祝祭日を除く月～金 9:30～17:30)

※ システム操作に関するお問合せ以外は受け付けることができません。

#### (3) UKRI 担当者連絡先

Engineering and Physical Sciences Research Council (EPSRC)

Email : international@epsrc.ukri.org

※ 本募集専用の英国側問合せ先となります。

## 国際共同研究事業 経費の取扱いについて

独立行政法人日本学術振興会 国際事業部 研究協力第二課

### 1. 事業の実施方法

国際共同研究事業における研究課題の実施に当たっては、日本側研究代表者の所属機関に対して、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が業務委託する方法（振興会と所属機関との間で、業務の実施に係る複数年度契約（業務委託契約）を締結）により行います。業務委託契約により支払われた委託費は、委託業務の実施に係る経費（ただし、相手国側参加者にかかる経費は除く）に対してのみ支出できます。

### 2. 再委託について

受託機関が再委託契約に基づき委託業務の一部を第三者に委託する行為である再委託は原則として認められませんが、本事業実施において真にやむを得ない理由があり、かつ、再委託する業務が委託業務の主たる部分に該当しない場合において、事前に振興会の同意を得た上で、受託機関の負担と責任において実施することが可能です。

受託機関以外の日本側参加者に委託費の一部を配分する必要があるときは、受託機関と当該参加者が所属する機関とが再委託契約を締結することにより、委託費を配分可能としています。ただし、真に必要な場合に限りです。

### 3. 委託費について

委託費は、「研究経費」と「業務委託手数料」で構成されます。募集要項に記載の「支給額」は「研究経費」のみの金額です。

経費の支出や手続、取得した物品等の管理に当たっては、受託機関の規程等に従ってください。

「研究経費」、「業務委託手数料」の主な用途は以下のとおりです。

#### (1) 研究経費

経費費目	主な用途
物品費	研究の実施に必要な備品・消耗品を購入するための経費 <b>留意事項</b> ・ 購入した備品・消耗品の所有権は、所属機関に帰属します。 ・ 支出に際しては納品検査を確実に実施する事務処理体制を整備して、適切に行ってください。
国内旅費 外国旅費	国内・外国出張（研究課題に関する研究遂行、セミナー実施、各種調査、研究打合せ及び研究成果の発表）のための経費（交通費、日当、宿泊料等）、日本側参加者等の赴帰任に係る経費（交通費、日当、宿泊料、移転費、扶養親族移転費、旅行雑費等）

人件費・謝金	<p>研究に直接従事する研究者及び専門技術員・研究補助者の人件費、研究への協力（資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・回収・研究資料の収集等）をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費等</p> <p><b>留意事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用契約の締結においては、受託機関が契約の当事者となってください。雇用に当たっては法令等に基づき適正な手続きを行ってください。</li> <li>・ 雇用に伴う間接的な経費（社会保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の法定福利費）の支出も可能です。</li> <li>・ 委託費と他の経費を組み合わせる場合は、エフォート管理を適切に行ってください。</li> <li>・ 日本側代表者の人件費・謝金は支出できません</li> </ul>
その他	<p>上記のほか、当該研究を遂行するための経費（例：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手・電話等）、運搬費、研究実施場所借り上げ費（研究機関の施設において研究の遂行が困難な場合に限り）、会議費（会場借料、食事（アルコール類を除く）費用等）、リース・レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器、器具等）、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ウェブサイト作成費用）、研究成果広報用パンフレット作成費用、一般市民を対象とした研究成果広報活動費用等）、実験廃棄物処理費、特許使用料、不課税取引・非課税取引に係る消費税相当額）等</p> <p><b>留意事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ セミナー開催に伴うレセプション等に関する支出は必要最低限にとどめ、社会通念、説明責任の観点から、適正な支出に十分配慮してください。</li> </ul>

**※次のものに使用することはできません。**

- ・ 相手国側参加者に係る経費
- ・ 不動産取得に係る経費
- ・ アルコール飲料代
- ・ 自己都合（受託機関の都合による場合を含む）による旅費や会場借料等のキャンセル料（なお、自己都合に該当するか否かについては受託機関の取決めに従ってください。）
- ・ 本事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ そのほか、本事業と直接的な関係が認められないもの

**(2) 業務委託手数料等**

業務委託手数料は、本事業の実施に係る業務遂行に伴い必要となる経費です。委託業務の実施に伴う事務経費としてのみ使用できます。

業務委託手数料の額は、研究経費の10%（端数が生じた場合、1円未満を切り捨てとした額）に相当する額とし、研究経費の外額として配分します。実際の使用に当たっては、受託機関の責任の下、公正・適正かつ計画的・効率的に使用してください。

再委託を行う場合は、再委託先の業務に係る研究経費の10%に相当する額を業務委託

手数料として計上してください。

### (3) 消費税

委託費には、消費税及び地方消費税相当額を含んでいます。

## 4. 委託費の繰越について

複数年度契約を締結することにより、委託費の翌年度への繰越を可能としています。繰越の対象となるのは、当初予想し得なかったやむを得ない事由により実施計画に変更が生じたもので、かつ、研究目的の達成のために研究経費を繰越して翌年度に実施する必要があるものです。

## 5. 若手研究者の自発的な研究活動等の実施

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和2年2月12日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)を本事業にも適用し、委託費により雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の実施を可能としています(以下「本制度」という。)

本制度の導入により、各受託機関における必要な手続を経た上で、委託費により雇用されている若手研究者が、本事業の業務に充てるべき勤務時間において自発的な研究活動等を行うことが可能となります。

対象となる若手研究者は、各年度4月1日時点において「40歳未満」又は「博士の学位取得後8年未満」の者であって、研究活動を行うことを職務に含み、日本側研究代表者の所属機関(受託機関)において本事業の課題の実施のために委託費により雇用される者です。

## 学術国際交流事業の重複制限一覧表

本表は、甲欄の事業に研究代表者等として新規に申請しようとする者及び甲欄の事業について既に研究代表者等として採択されている者が、乙欄の学術国際交流事業に申請する場合の重複制限を示したものです。

○：甲・乙欄双方の事業において重複して研究代表者となることが可能（双方の事業に申請できる）

△：甲・乙欄双方の事業に申請できるが、同一国を相手として重複して研究代表者となることは不可

▲：甲・乙欄双方の事業に申請できるが、双方の事業において重複して研究代表者となることは不可（甲・乙欄双方の事業に新規採択された場合は、いずれか一方を選択する）。

×：乙欄の事業に申請できない（甲欄の事業のみ実施する）。ただし甲欄の事業の最終年度を除く。

－：同一の事業においては、原則として一つの研究課題のみ申請できる（甲欄の事業に採択されている場合は、甲欄の研究課題のみ実施する）。

甲欄 \ 乙欄			（共同研究、セミナー） 二国間交流事業	国際共同研究事業	日独共同大学院プログラム	研究拠点形成事業	日中韓フォーサイト事業
		新規	新規	新規	新規	新規	
二国間交流事業 （共同研究、セミナー）	新規	△	○	○	○	○	
	継続	△	○	○	○	○	
国際共同研究事業	新規	○	—	▲	▲	▲	
	継続	○	—	×	×	×	
日独共同大学院プログラム	新規	○	▲	—	▲	▲	
	継続	○	×	—	×	×	
研究拠点形成事業	新規	○	▲	▲	—	▲	
	継続	○	×	×	—	×	
日中韓フォーサイト事業	新規	○	▲	▲	▲	—	
	継続	○	×	×	×	—	